

# 労働総研 ニュース

No. 329・330

2017年8・9月

発行 労働運動総合研究所(略称:労働総研) <http://www.yuiuidori.net/soken/>  
 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501  
 ☎(03)3230-0441 Fax(03)3230-0442 Eメール rodo-soken@nifty.com

労働運動総合研究所

## アニュアル・リポート～2016年度

|  |        |       |
|--|--------|-------|
| 国際労働研究部会   | 責任者    | 岡田 則男 |
| 年度中に取り組んだ調査研究テーマ<br>各国・地域労働運動の状況の調査・研究   | メンバー人数 | 8人    |
| <p>① 調査研究が明らかにしようとしている中心点<br/>世界の主要な地域、国々の労働者と労働組合の状態とたたかひの課題、推移、特徴を明らかにする。</p> <p>② 研究会でとりあげた主なテーマ<br/>                 2016年9月 EUの緊縮政策とフランス社会保護制度のゆくえ(報告者 米沢博史)<br/>                 11月 米大統領選挙の結果と労働運動(公開研究会)(報告者 岡田則男)<br/>                 2017年4月 グローバル化の中の労使関係(布施恵輔)<br/>                 5月 中国東北部を訪問して(平井潤一)<br/>                 6月 『EU危機の打開をめざす労働運動』をめぐって(宮前忠夫)<br/>                 7月 スペインの労働者委員会(CCOO)第11回大会(6月29～7月1日)に参加して</p> <p>③ 昨年までは全労連編『世界の労働者のたたかひ』(学習の友社発行)の執筆を軸に討論をおこなってきたが、2016年発行分はインターネットで発表することになった。当面は、研究会で取り上げたテーマにもとづく論文を『月刊全労連』に掲載していく。今後の研究部会の在り方について、全労連側と協議して今後さらに検討する。</p> |        |       |

目次

|                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| アニュアル・リポート～2016年度 … 1 |                        |
| ・国際労働研究部会 …… 1        | ・労働運動史研究部会 …… 7        |
| ・賃金・最低賃金問題研究部会 …2     | ・労働者状態統計分析研究部会 …… 8    |
| ・女性労働研究部会 …… 3        | ・関西圏産業労働研究部会 …… 9      |
| ・中小企業問題研究部会 …… 4      | ・社会保障研究部会 …… 10        |
| ・労働時間・健康問題研究部会 …5     | ・英語ライティング教室(EWS) …… 10 |
| ・労働組合研究部会 …… 6        |                        |
| 常任理事会・理事会報告ほか …… 11   |                        |

|   |               |      |
|---|---------------|------|
| 賃金・最低賃金問題研究部会   | 責任者           | 藤田 実 |
| 年度中に取り組んだ調査研究テーマ<br>日本における同一労働同一賃金を目指す際の諸問題の研究  | メンバー人数<br>10人 |      |
| <p>①調査研究が明らかにしようとしている中心点は何か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本における「同一労働同一賃金」の実現可能性についての理論的研究<br/>とくに安倍内閣が予定する「ガイドライン」の提起の前に、同一労働同一賃金問題をめぐって理論面、法律面、労働運動面から現在の議論の特徴や問題点を検討した。</li> </ul> <p>②年度期間中に明らかになった論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安倍内閣が提案したガイドラインは抜け道が多く、欺瞞的で、本格的な同一賃金を実現することにはならない欠陥の多いものであることが明らかになった。</li> <li>日本経団連は、同一労働同一賃金を「同一の付加価値を企業にもたらすと評価される労働に対して、同じ賃金を払うこと」と独自の定義をし、同じ労働をしていますが責任や熟練度、成果、労働時間数などが違えば、同じ待遇にはしなくてもよいとするなど、従来の格差的な処遇制度を温存したい方向を明確にしている。</li> <li>なおこれに関連して、同一労働同一賃金は、欧米では男女間の賃金差別を是正するものとして労働者・労働側から要求されたものであり、日本のような正規労働者と非正規労働者との賃金格差など社会的な賃金格差を是正するものではなかったとの指摘もなされた。</li> <li>同一労働同一賃金問題をめぐっては、11月11日に「一億総活躍社会」における同一労働同一賃金問題」と題する公開シンポジウムをおこなった。シンポでは、本部会から小越洋之助氏が「同一労働同一賃金問題を考える」と題して報告したほか、滝沢香弁護士が「同一労働同一賃金原則の法理論と裁判例」を、北口明代生協労連委員長が「同一価値労働同一賃金原則を今こそ実現させよう～生協パート労働者の実態から」と題して報告し、現時点での同一労働同一賃金を実現するうえでの、理論、法律、運動のそれぞれの問題点と到達点を明らかにした。</li> </ul> <p>③これから解明すべき論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同一労働同一賃金については、一定の検討を行ってきたが、海外の事情をより正確に分析する必要性、という課題などが残されている。</li> <li>産業別最賃や公契約法・条例との取り組みとの関連、それらを通じた社会的賃率形成と関連を追求する必要がある。</li> <li>非正規労働者の処遇改善を実現するためには、同一労働同一賃金の実現とともに、最低賃金の引き上げが重要な課題である。他方で、最低賃金を引き上げるためには、中小企業における下請けいじめの解消など社会的な条件の形成が必要である。全国一律最低賃金制の実現にあたっての問題点の解明が必要である。労働総研では6月12日最賃シンポを行い、部会員が「全国一律制の今日的な重要性と課題」というテーマで報告し、部会メンバーが討論に参加した。なお、7月7日には部会の例会として中小企業の下請単価との関係で外部講師から報告を受けた。ただしこのテーマについては、①全国一律最賃と地域別最賃との関係、(地域格差問題など) ②「特定最賃」との関係とその評価、③医労連の提案する「全国一律産別最賃」について、④中小企業の最賃引上げとその支援策、⑤時給1500円要求との関係など多くの論点は残されている。</li> </ul> |               |      |

|  |                            |              |
|--|----------------------------|--------------|
| <p>女性労働研究部会</p>  | <p>責任者</p>                 | <p>中嶋 晴代</p> |
| <p>年度中に取り組んだ調査研究テーマ<br/>女性労働者の実態と政府・財界の女性労働力政策のねらい<br/>ジェンダー平等の実現</p>  | <p>メンバー人数<br/><br/>10人</p> |              |
| <p>①調査研究が明らかにしようとしている中心点は何か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 賃金、長時間労働、非正規労働者の増加等を中心とした女性労働者の実態</li> <li>* 「配偶者控除・配偶者手当」等の見直し問題</li> <li>* 政府・財界の「女性の活躍促進」と「働き方改革」のねらい</li> <li>* 労組運動におけるジェンダー平等実現</li> </ul> <p>②年度期間中に明らかになった論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 女性労働者の実態として「世代別男女の賃金格差の変化」「長時間労働・過労死」「国家公務で働く非常勤職員の実態と課題」についてとりあげた。女性雇用者の正規雇用率は低下し、依然として男女の賃金格差が大きい。また、労基法改悪等での最近の過酷な労働実態により、女性の脳・心臓疾患・精神障害等の請求も増加。政府は国の機関の削減・民営化、総定員法で常勤職員定数を抑え、増加した非常勤職員は雇用不安定で、給与・諸手当・休暇制度等々で差別されている。非常勤職員の組織化を含む組合の強化拡大などが重要。</li> <li>* 「女性の活躍促進に向けて配偶者手当のあり方に関する検討会報告」「配偶者控除に関する政府税制調査会における検討と2017年度税制改正大綱」「2016年人事院勧告・報告」などから配偶者控除・配偶者手当等の見直しについてとりあげた。これらの制度は既婚女性の賃金を抑制し、低賃金労働力として「活用」する要因になっており、男女労働者が仕事と家庭・社会生活を両立できる労働条件や社会制度の確立とともに、被扶養配偶者を優遇する制度の抜本的な見直しは急務である。「配偶者控除の控除対象配偶者の合計所得を給与所得で150万円以下に引き上げる」ことでは片働きやパート世帯・単身者・ひとり親世帯等との矛盾をさらにひろげ、就業調整を意識しなくて済む働き方にはならない。</li> <li>* 「働き方改革」について、「同一労働同一賃金」「長時間労働の是正」「柔軟な働き方」「女性等が活躍しやすい環境整備」「子育て・介護と仕事の両立支援策」などを中心にとりあげた。「働き方改革」は企業の生産性と収益の向上をめざすものであり、賃金では人材活用の仕組みが異なれば格差を是認し、性別や雇用形態差別の是正するものではなく、いつそうの長時間労働、テレワークなどの多様で柔軟な働き方の推進をはじめ、労働者保護や女性の活躍推進に逆行する多くの問題を含むものである。</li> <li>* 「働き方の未来2035」で示されているのはAI等の導入で多くの仕事をロボットが代替、人々はプロジェクト毎に仕事を異動、兼業や副業・復業が当たり前で個人事業主化、労働時間ではなく成果による評価と報酬、労働政策や社会保障も変わる等々。こうした政策の推進に対抗するためにも労働組合の強化・拡大が重要。</li> </ul> <p>③これから解明すべき論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 「働き方改革」と「女性活躍推進」の実態と女性労働者の要求・課題。</li> <li>* 雇用関係によらない働き方、テレワーク等の新たな非正規労働者の実態と課題、対抗措置。</li> <li>* 子育て・介護等と女性が働き続けるための条件整備。</li> <li>* 男女間・雇用形態間の差別賃金の是正、均等待遇実現にむけたとりくみの具体化。</li> <li>* 職種別の女性の労働実態・要求の調査・研究。</li> <li>* ジェンダー平等にむけた単産・単組・職場におけるとりくみの実態と労働組合運動のとりくみのあり方。女性部の実態と活動の強化。</li> </ul> |                            |              |

|   |                       |              |
|---|-----------------------|--------------|
| <p>中小企業問題研究部会</p>   | <p>責任者</p>            | <p>松丸 和夫</p> |
| <p>年度中に取り組んだ調査研究テーマ<br/>中小企業労働運動の活性化、経営の安定</p>  | <p>メンバー人数<br/>12人</p> |              |
| <p>①研究経過</p> <p>当部会は、安倍政権による「アベノミクス」＝円安・株高誘導のもとで、企業のグローバル展開や、大企業による優越的地位の濫用などによる業績悪化・格差拡大がすすみ、中小企業と関係単産が直面している諸問題に対処するために、計6回の研究会をすべて公開にて開催した。研究会では、部会メンバーのほか他の部会の研究者、全労連役員らの協力を得ながら、つぎのような課題を研究して成果を広めることとした。とりわけ、地域経済の活性化、下請取引、事業の承継問題などを解明しながら、中小・小規模経営を守り、労働者の賃金・労働条件の改善に資するように努めてきた。</p> <p>②年度期間中の研究テーマと（報告者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域活性化大運動の到達点と典型例について（全労連・橋口紀塩事務局次長）</li> <li>◇最低賃金の引上げと地域経済一都道府県別波及効果、埼玉県の場合<br/>（木地孝之研究員。慶応大学元教授）</li> <li>◇第10回中小企業のまち民間サミット（尼崎）の報告<br/>（馬場良彰氏。不況打開大田実行委員会・事務局担当幹事）</li> <li>◇「2017年経労委員報告」と中小企業について<br/>（桑田富夫会員・賃金部会。元生協労連委員長）</li> <li>◇下請二法の運用基準の改正と中小企業予算について<br/>（国会議員秘書・佐田珠実氏。経済産業委＝真島省三室）</li> <li>◇「中小企業白書」と差し迫る事業承継問題について<br/>（藤田信好部会員。全商連運動政策局）</li> </ul> <p>③今後の課題</p> <p>以上の研究活動を踏まえ、今後の部会運営は第1に、安倍政権の「企業が世界で一番活動しやすい国づくり」政策のもと、二国間自由貿易協定や米国を除くTPP交渉の妥結をめざすなど、輸出大企業の市場拡大策がすすめられ、国内においては原発再稼働や、農業・医療の自由化、労働法制の改悪などが推し進められている。こうした、安倍政権の横暴を許さず、国内市場・地域経済のなかで活躍する中小企業を守り発展させる振興策や、地域経済活性化にむけての施策などの共同研究をすすめる。</p> <p>第2に、全労連が戦略的に強化する「地域活性化大運動」に資するよう、民主的な中小企業運動の立場から、暮らしと雇用を守る共同の前進、中小企業・地場産業の支援策、地域循環型経済への転換などについて、理論的な研究や、運動推進に役立つ情報・資料提供に努める。</p> |                       |              |

|   |                           |              |
|---|---------------------------|--------------|
| <p>労働時間・健康問題研究部会</p>  | <p>責任者</p>                | <p>西村 直樹</p> |
| <p>年度中に取り組んだ調査研究テーマ<br/>                 民進・共産・自由・社民による共同の議員立法の徹底<br/>                 トラック・バスなどの労働時間管理の世論づくり<br/>                 原発労働者の安全問題 ほか</p>  | <p>メンバー人数<br/><br/>7人</p> |              |
| <p>①2016年4月16日の4野党共同の議員立法の国会上程後、それ以前の政府提案の労働時間法制の国会審議がすすまず、事実上滞ったまま16年の10月を迎えたところで、14年4月入社・15年末に自殺を遂げた電通の高橋まつりさんの裁判で過労自殺の判決が出て、大事件となる。これは現在も引き続いており、広告最大手電通の労務管理の実態の告発と厚生労働省による厳しい「指導」が継続している。しかしたまたま電通に厳しく当たっても、全体としては甘く放置されており、国立競技場新設工事では、驚くほどの過労自殺が起こっている。36協定の月80時間を大きく超えて、23歳の労働者の自殺推定日3月2日当日までの1か月の残業時間は211時間56分にのぼっており、国の責任が問われている。一方で17年3月に政府が打ち出した&lt;働き方改革&gt;の、同一労働同一賃金とか長時間労働の規制などという美辞麗句のかげで、雇用を否定し、契約による仕事の委託に切り替えていく方式、労働法も労働基準法もいなくなる方式を目指し、女性・高齢者の総働き強制方式が出てくるに及んで一時はこれを認めるかの態度を示した連合もこれを否定、過労死防止学会の活動・過労死家族の会の活動などによって、&lt;働き方改革&gt;が大問題となったまま16年度を終えることになった。研究部会運営委員会はこの春、こうした課題での公開研究会をひらけないかと論議したが、状況の転換の速さに押され、研究半ばで今日に至った。しかし、教員の多忙、特に部活による担当教員の正月の休み以外は休めないというような事態については&lt;働き方改革&gt;以前の問題として社会問題となり、世論が大きな修正を要求する事態が引き起こされている。</p> <p>②トラック、バスなどの労働時間管理も取り組みえなかった。</p> <p>③原発労働者の安全問題については、原発をベースロード電源とする政府の構想の中で不法な原発再稼働や再稼働に近づける動きが続き、事故も引き続いていの中で、ほとんど取り組めないうまに過ぎた。このことから6月24日の労働総研の今後の研究活動へ意見交換会に運営委員会として、というより西村個人の意見として「原発労働者の安全問題」については、労働総研として取り上げてたかかってゆくべきではないか、と新たな提起を行ってきた（個人的には他の機会を利用して14年、15年と2度にわたって福島第1の現地委調査などに参加しているが、運営委員会としての仕事とは言えないままに過ぎてきている）。</p> <p>④今後の課題については、6月24日の意見交換会をふまえた7月29日の研究交流会の議論をよくこなしながら今後の運営委員会で討議してゆきたい。</p> |                           |              |

|   |        |       |
|---|--------|-------|
| 労働組合研究部会  | 責任者    | 赤堀 正成 |
| 年度中に取り組んだ調査研究テーマ<br>今日における労働組合運動の現状と課題  | メンバー人数 | 13人   |
| <p>①調査研究が明らかにしようとしている中心点は何か</p> <p>a. 前年度から継続している課題として、全労連の都道府県組織が現に果たしている役割、直面している困難、将来の可能性。これについては実施したアンケート調査、ヒアリング調査を報告書としてまとめ、地方組織・単産の活動家を招いて拡大研究会を開催。また、労働総研クォーターリーに部会メンバーが論文を執筆した。</p> <p>b. 安倍内閣に対抗する野党共闘が展開する中での労働運動の現状と可能性。全労連の運動の現状及び連合内部において現れる方針の「幅」とその根拠。</p> <p>②年度期間中に明らかになった論点</p> <p>a. 地方組織においては財政及び後継者育成が重くのしかかる課題として存在していること。また、全労連が、かつての総評及び連合と異なり、産業別全国組合及び都道府県別組合の両方を対等の構成組織としていることの優位性と同時にその実践の在り方についてさらに発展させ具体化し得る可能性があることが示唆された。</p> <p>b. かつて「御用組合」として結成された総評が困難な中でも下部の組合員大衆に依拠することで“ニワトリからアヒルへ”と評される大きな変貌を遂げたように今日の労働運動の現状が大きく変化する可能性の有無と、いずれの判断にせよ、その根拠となるもの。また、市民運動との共闘の現実の在り様と課題。</p> <p>③これから解明すべき論点</p> <p>a. 労働組合の地方組織及び地域組織の現状と可能性。この間明らかになった、財政と後継者育成=活動家集団の形成の問題を念頭に、労働組合の地方組織及び地域組織と市民運動、住民運動についての国内外における経験を検討すること。</p> <p>b. 1950年代初頭から60年代中葉乃至70年代中葉までに戦後日本が経験した労働運動の高揚をその後長期にわたって上回ることができないでいることを踏まえて、全労連、連合、その他の労働運動が抱えている具体的困難と可能性。</p> <p>④その他</p> <p>今日における日本の労働運動の困難の根拠としてしばしば企業別労働組合という組織形態が指摘される。そして、現状を打破するために、各種の企業横断的労働組合の結成が理論的にも実践的にも数多く模索されている。そこでは1950年代初頭からの労働運動の高揚を企業別労働組合が担ったことはあまり意識されず、もっぱら70年代後半以降の労働運動の停滞乃至後退を説明する概念として企業別労働組合という組織形態が問題にされることが多い。こうした問題意識の背景には、「欧米の労働組合は企業別労働組合と異なる産業別労働組合であり、産業別全国協約によって労働条件が守られ」云々というステレオタイプの認識があるように思われるが、そうした認識がよく当てはまるドイツにおいて新自由主義諸政策に対抗すべく産業別労働組合が十分な力を発揮しているわけではなく、また、イギリス、フランス、アメリカにおいてはそのようなステレオタイプの認識が実はそもそも当てはまらない。そこで可能な範囲で、諸外国の労働組合運動の経験、組織論も研究対象としてゆきたい。</p> |        |       |

|   |               |       |
|---|---------------|-------|
| 労働運動史研究部会   | 責任者           | 芹澤 寿良 |
| 年度中に取り組んだ調査研究テーマ<br>戦後、日米支配層による労働組合運動変質化攻勢の歴史的推進に関して  | メンバー人数<br>10人 |       |
| <p>○研究会経過</p> <p>運動史研究部会では、上記課題に関して芹澤寿良氏より2回の報告を受けて研究会を行った。また、戦後の労働運動に関して、西村直樹（元、金属労働運動専従者）、梁田政方（元、日本共産党専従者）両氏の報告を受け、2回の研究会を行った。</p> <p>①2016年11月11日<br/>芹澤寿良「砂川基地拡張反対闘争における1957年9月の新たな専制的弾圧攻勢一支援団体への刑事弾圧と被活動家懲戒処分に対する日本鋼管川鉄労組中心の『砂川事件』裁判闘争による鉄鋼労連運動の抵抗と闘い」</p> <p>②2017年1月20日<br/>芹澤寿良「日米安保条約改定反対闘争における『ハガチー事件』との闘いー日本鋼管川崎製鉄所労働組合への再度の刑事弾圧と組合幹部、活動家の懲戒解雇処分、鉄鋼労連運動の右傾化攻勢本格化」<br/>芹澤氏は、両報告を通して、日本鋼管川崎製鉄所労働組合本部への弾圧が、体制側の準備されたものであったこと、また、最初の労組本部への刑事弾圧となったこと、そして、その後の労働運動にも影響を与えたことを強調した。</p> <p>③2017年3月27日<br/>西村直樹「戦後の金属労働運動」<br/>西村氏は、1950～60年代の労働運動の中で自らが歩んだ金属労働運動の経験を報告され、1958年に産別金属が全国金属に合同していく過程の闘い等について、また、1962年の日本ロールの闘いと、自ら中心となってすすめた闘いの映画『ドレイ工場』制作・上映運動（100万人動員）についてくわしく報告した。</p> <p>④2017年6月5日<br/>梁田政方「私の歩んできた労働組合と今後の運動への想い」<br/>梁田氏は、1948年の東宝争議の支援から始まる自己の戦後の労働運動への関わりについての体験を述べるとともに、現在の労働組合運動の現状に対する氏の見方と、「今後の労働組合運動への思い」について報告した。</p> <p>○調査研究が明らかにしようとしている中心点<br/>各単産において、労働戦線の「右傾化」が具体的にどのようなすすめられたのかについての解明。</p> <p>○その他<br/>本年度中に、「産業界労働組合に関する研究」についての準備を始める。</p> |               |       |

|  |                       |             |
|--|-----------------------|-------------|
| <p>労働者状態統計分析研究部会</p>   | <p>責任者</p>            | <p>斎藤 力</p> |
| <p>年度中に取り組んだ調査研究テーマ<br/>独占の蓄積戦略と内部留保、労働者状態に関わる分析と日本経済</p>  | <p>メンバー人数<br/>11人</p> |             |
| <p>①調査研究が明らかにしようとしている中心点は何か<br/>『国民春闘白書』（全労連と労働総研が共同編集）は、他に類を見ない豊富なデータによって国民春闘の前進にとって欠くことのできないものとなっている。本研究部会の第一義的な課題は、全労連の運動方針を反映しつつ、『白書』の内容のいっそうの充実を図ることである。そのため、研究部会メンバーは、年間を通して、日本経済、労働者家計と賃金、雇用、働くルール確立などにかかわる資料を系統的に収集・分析し、その成果を『国民春闘白書』に反映する努力を行っている。</p> <p>『白書』の編集に関して本研究部会が特に重視をしているのは、(1)労働者状態に関わる統計の全体的分析、(2)財界・大企業の蓄積戦略と内部留保、日本経済のマクロ的な研究を進め、労働者の要求を実現することが、日本経済の活性化にも必要不可欠であることを明らかにすること、(3)労働者の権利を根底から覆す安倍「雇用改革」の危険な狙いを明らかにし、賃金、雇用、労働時間をはじめとした労働者の権利擁護のたたかいこそが急務であることを明確に打ち出すことである。</p> <p>もう一つ重視していることは、産業連関分析を活用して種々の政策提言を行うことである。内部留保と各種統計データを活用しての産業連関を用いて、春闘提言、最低賃金引き上げの波及効果、さらには消費税増税が労働者・国民に与える影響など様々な試算を行うことによって、賃上げの必要性を広く国民世論に訴えることである。</p> <p>②年度期間中に明らかになった論点<br/>▽『国民春闘白書』2017年版では、内部留保についての歴史的分析を引き続き行うことをとおして、財界の蓄積戦略に変化が生まれ、大企業がため込んだ内部留保を有価証券や株式などの保有に回し、その運用益によって利益を確保し、株主配当を増やすという株主重視の財テク経営が顕著になっていることを明らかにした。そのことは他方で、労働者・国民の雇用条件、生活を悪化させ、貧困化を深刻なものとしてさせている。労働者・国民の貧困化は、中長期的には企業の基盤をも脅かすことになり、その結果、日本経済はますます悪化することになることも指摘している。また、内部留保を労働者の賃上げ、労働条件改善のために活用することこそが日本経済の健全な発展にとっても不可欠の課題となっていることを明らかにした。</p> <p>▽内部留保の活用をめぐる、産業連関分析を重視し、春闘提言をまとめ、運動の発展に寄与することができた。</p> <p>③これから解明すべき論点<br/>引き続き統計データの収集・分析、労働組合のたたかいに役立つ、政策提言、内部留保分析などを重視する。</p> <p>④その他<br/>『国民春闘白書』の執筆を中心に研究活動を進める。<br/>本研究部会の活動が、『国民春闘白書』の企画内容の検討・執筆に重点が置かれていることから、研究部会のあり方も実態に合わせたものにならないか、検討の余地がある。</p> |                       |             |



|   |                      |              |
|---|----------------------|--------------|
| <p>関西圏産業労働研究部会</p>  | <p>責任者</p>           | <p>丹下 晴喜</p> |
| <p>年度中に取り組んだ調査研究テーマ<br/>現代資本主義と不安定就労</p>  | <p>メンバー人数<br/>8人</p> |              |
| <p>① 本年度の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 日時：9月17日(土)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>近間由幸(立命・院) 書評</li> <li>伊原亮司(2015)『私たちはどのように働かされるのか』こぶし書房</li> <li>植木洋(鳥取短大) 書評</li> <li>セバスチャン・ルシュヴァリエ(2015)『日本資本主義の大転換』岩波書店</li> </ul> </li> <li>・第2回 日時：11月26日(土) 13:30~17:00                     <ul style="list-style-type: none"> <li>山田潤氏(元定時制高校教員 / 「学校に行かない子と親の会」代表世話人)</li> <li>「&lt;教室から職場への移行&gt;という問題を問い直す」</li> </ul> </li> <li>・第3回 日時：2月11日(土)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>近間由幸(立命・院) 書評</li> <li>伊原亮司 [2016] 『トヨタと日産にみる〈場〉に生きる力』</li> <li>桜井書店 第1部(第1章から3章)</li> <li>伊藤大一 書評</li> <li>遠藤公嗣 [2014] 『これからの賃金』旬報社</li> </ul> </li> <li>・第4回 5月13日(土)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>山田潤氏(元定時制高校教員 / 「学校に行かない子と親の会」代表世話人)</li> <li>第2回、「&lt;教室から職場への移行&gt;という問題を問い直す」</li> </ul> </li> <li>・第5回 8月5日(土)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>近間由幸(立命・院)</li> <li>伊原亮司 [2016] 『トヨタと日産にみる〈場〉に生きる力』桜井書店 第2部</li> <li>伊藤大一 書評</li> <li>書評：ロバート・ライシュ [2016] 『最後の資本主義』東洋経済新報社</li> </ul> </li> </ul> <p>② 年度期間中に明らかになった論点</p> <p>若手研究者育成のために基本文献の輪読を本年度も継続的に行った。さらに本年度の特徴としては、これまで接点のなかった外部の研究者との積極的なつながりが出来たことである。これまで、本研究会になかった視点を提供して頂き、非常に刺激になった。</p> <p>③ これから解明すべき論点</p> <p>来年度は、若手研究者の育成とともに、国際的な労働運動の展開を視野に入れて、労働運動発展の合法則性の現代的論点を追及していきたい。具体的には、社会運動的労働運動と呼ばれる潮流について積極的に研究していきたい。</p> |                      |              |

|   |               |       |
|---|---------------|-------|
| <b>社会保障研究部会</b>   | <b>責任者</b>    | 日野 秀逸 |
| <b>年度中に取り組んだ調査研究テーマ</b>   | <b>メンバー人数</b> |       |
| A 介護労働の実態<br>B 連合の社会保障・社会福祉方針分析   | 12人           |       |
| <p>①調査研究が明らかにしようとしている中心点は何か<br/>A)研究所プロジェクトの分担課題を調査・執筆。特に介護労働の実態調査とりまとめ。<br/>B)「連合」の社会保障・社会福祉方針・政策の研究</p> <p>②年度期間中に明らかになった論点<br/>A) プロジェクト報告に掲載。<br/>B)「連合」の社会保障方針や「連合総研」の関連文書における、労働運動からみた弱点。</p> <p>③これから解明すべき論点<br/>B)の論点をさらに深め、整理する。<br/>C) 研究所プロジェクトのテーマ設定に関わる、部会としての対応課題を検討。</p> |               |       |

|  |               |       |
|--|---------------|-------|
| <b>英語ライティング教室 (EWS)</b>  | <b>責任者</b>    | 岡田 則男 |
| <b>年度中に取り組んだ調査研究テーマ</b>  | <b>メンバー人数</b> |       |
| 全労連など労働運動、民主的運動について英語で海外に発信するための文章作成研究   | 8人            |       |
| <p>全労連などの国際連帯運動で海外への発信能力を高めるために2005年3月より毎月2回のペースで開いている(8月をのぞく)。国際活動にかかわっている労働組合の専従活動家など現在8人が登録、常時5～7人が出席。和文英訳を「宿題」としてやり、教室での批評・研究し、英語文を書くうえで基本を学んでいる。英語のエッセイや論文、新聞記事など多様な分野の文章を読み表現方法をまなびながら、和文英訳を実際に練習した。今後もこの方向を続ける。この1年(2016年9月から2017年7月)に取り上げた和文英訳課題文の内容は以下の通り。</p> <p>11月(1) 国策落語／戦争に備える宣伝役を担う<br/>11月(2) 日本労働弁護団がストライキ実践講座<br/>12月(1) 手話言語法の条例制定を求める意見書<br/>12月(2) 刑事訴訟法の改悪は「治安体制強化」<br/>1月(1) 不二家、期限切れ牛乳で製品／2カ月公表せず<br/>1月(2) 「ニッポン1億総活躍プラン」を閣議決定...「働き方改革」<br/>2月(1) ゼンリン、「災害時にはこの住宅地図を使って」<br/>2月(2) 英下院議長は、六百年以上の歳月を重ね、権威を磨き上げてきた要職<br/>3月(1) 防衛装備庁、戦闘機の計器類などについて水増し請求を特別調査へ<br/>3月(2) 残業時間の上限規制をめぐる労使の協議が大詰め<br/>4月(1) 戦争したがる人こそ平和ボケ<br/>4月(2) 共謀罪の構成要件を改めて「テロ等準備罪」を新設する法案<br/>5月(1) 縮小しても豊かな社会<br/>5月(2) 産業革命時には長時間労働は能率がいいと思われていた<br/>6月(1) 私は、原爆が投下された時は中学1年生でした<br/>6月(2) 1945年の夏、英国で大番狂わせが起きた<br/>7月(1) 最低生計費の調査結果を発表<br/>7月(2) 米、パリ協定離脱か 排出大国の責任果たせ</p> |               |       |

## 2016～17年度第4回常任理事会報告

2016～17年度第4回常任理事会は、全労連会館で、2017年7月29日午前11時から正午まで、小越洋之助代表理事の司会で行われた。

### I 報告事項

企画委員会と各研究部会責任者との「研究所プロジェクトと各研究部会活動についての意見交換会」(6月24日)の報告など、前回常任理事会以降の研究活動、企画委員会・事務局活動について藤田実事務局長より報告され、承認された。

### II 協議事項

- 1) 事務局長より、入会の申請が報告され、承認された。
- 2) 事務局長より、研究部会運営委員の追加の申請が報告され、承認された。
- 3) 事務局長より、第1回理事会に提案する「労働総研研究体制の在り方について」(検討案)について提案され、承認された(内容は第1回理事会報告参照)。
- 4) 藤田宏事務局長より、第1回理事会に提案する2016年度会計報告について、また、谷江武士監事より2016年度監査報告について報告された。次に、事務局次長より2017年度予算案について提案され、それぞれ承認された。
- 5) 事務局長より、財政問題検討チームのメンバーについて提案され、承認された。
- 6) 事務局長より、第1回理事会および全国研究交流会の運営について提案され、承認された。

## 2016～17年度第1回理事会報告

2016～17年度第1回理事会は、2017年7月29日午後1時から2時まで、全労連会館にて開催された。冒頭、藤田実事務局長が、規約第28条の規定を満たしており、第1回理事会は有効に成立していることを宣言した後、小越洋之助代表理事の議長で議事は進められた。

事務局長より、「労働総研研究体制の在り方

について」(検討案)について提案された。内容は、労働総研の研究活動を研究所プロジェクト中心の研究体制にしていくというもので、討論の上、方向性について確認され、今後、常任理事会と各研究部会責任者をメンバーとする「研究体制の在り方検討チーム」を発足させ、来年の定例総会にて確定していくことが承認された。

ひきつづき、藤田宏事務局長より2016年度会計報告について、報告され、承認された。また、谷江武士監事より2016年度監査報告について報告された。次に、事務局次長より2017年度予算案について提案され、討論の上、承認された。

## 2016～17年度全国研究交流会報告

労働総研は7月29日、全労連会館にて、「『貧困』問題打開の道を考える」をテーマに、2016～17年度全国研究交流会を藤田実事務局長の司会で開催した。

熊谷金道代表理事は主催者あいさつで、全国研究交流会は、研究所プロジェクト「現代日本の労働と貧困」の成果をふまえ、今後の労働総研の研究課題を考えるうえで重要な機会となると、その持つ意義を強調した。

中澤秀一常任理事は、「全国時給調査は何を示すか」(中間報告)で13県のコンビニ、外食産業などの実態について報告。同一企業、同一職種にもかかわらず、県別格差があるにとどまらず、同一県でも、県都とそれ以外の地域で格差があることを報告。全国一律最賃制の重要性を強調した。

浜岡政好研究員は、「『貧困』打開とナショナル・ミニマム」をテーマに報告。貧困の蓄積について「生活苦」「労働苦」「社会苦」の3つに類型化し、それぞれの特徴を述べるとともに、貧困を打開するために資本蓄積に対抗する社会運動・労働運動の再興と「国民生活の最低保障」の政策的課題・社会運動の在り方について問題を提起した。

特別報告として野村幸裕全労連副議長が、「全労連の方針と労働総研の研究活動への期待」をテーマに報告。内部留保の社会的活用やヨーロッパ型社会保障と日本における賃金・社会保

障の連関性、新自由主義による労働者間競争の激化と労働者の連帯の再構築など、全労連運動が直面する課題ともかかわって、労働総研の研究活動への期待について発言した。

質疑応答の後、討論では、全国調査の重要性や、高齢者の問題、賃金制度の議論、全労連への期待など参加者から発言があり、活発な意見交換がおこなわれ、最後に大須眞治代表理事の閉会のあいさつにて終了した。

## 研究部会報告

### ・中小企業問題研究部会(公開) (6月21日)

「中小企業白書と差し迫る事業承継問題」をテーマに、藤田信好全商連運動政策局員が報告。2017年版「中小企業白書」の全体像については、「中小企業の景況は緩やかな改善傾向にあるが、新規開業の停滞、生産性の伸び悩みに加え、経営者の高齢化や人材不足の深刻化など構造的な課題が進行している」と紹介。こうした状況の対策として、①新規事業展開の後押し、②既存企業の次世代への引継ぎ方、③人材不足の克服法などが分析されている。事業承継の問題では、借入金の個人保証の引継ぎが困難、自社株式の買い取りが困難などの資金問題である。また、事業承継の調査で、所得が多いほど「後継者あり」が多くなるという実態が報告された。討論を通じて、中小企業問題の現状が分析され、最賃引上げに対する考慮(世耕プラン)などが示されているが、対応策は不十分で、予算が絶対的に足りないことが明らかになった。

### ・女性労働研究部会 (7月6日)

「働き方の未来2035～一人ひとりが輝くために～報告書」について高村佳那子さんが報告した。2035年の働き方はAI等の導入で多くの仕事をロボットが代替し、人々はプロジェクト毎に仕事を異動、兼業や副業・復業が当たり前で個人事業主化、労働時間ではなく成果による評価と報酬、労働政策や社会保障も変わる。人間労働を問い直し、企業の雇用責任回避や個人事業主化を許さず、労働者性の拡大、労働法制の強化、AI等の技術導入に対しても労働組合の強化・拡大の重要性が論議された。

## 7～8月の研究活動

- 7月1日 社会保障研究部会
- 6日 女性労働研究部会
- 7日 賃金最賃問題研究部会
- 11日 経済分析研究会
- 21日 国際労働研究部会
- 26日 労働組合研究部会
- 29日 全国研究交流会
- 8月5日 関西圏産業労働研究部会
- 24日 女性労働研究部会  
労働者状態統計分析研究部会

## 7～8月の事務局日誌

- 7月8日 JMITU大会・全印総連大会・全日赤大会へメッセージ
- 14日 企画委員会  
会計監査
- 19日 労働法制中央連絡会事務局団体会議  
医労連大会へメッセージ
- 22日 東部共同行動30周年祝賀会
- 29日 第4回常任理事会  
第1回理事会
- 8月18日 「教育のつどい2017」へメッセージ
- 24日 国民春闘白書編集委員会
- 25日 労働法制中央連絡会事務局団体会議
- 26日 全労連・全国一般大会へメッセージ
- 27日 自治労連大会へメッセージ
- 31日 国公労連大会へメッセージ